

市政への提言「私のひとこと」提言一覧(令和2年4月実施分)

No	件名	提言の概要	所管課	回答内容
1	性別による固定的役割分担等に係る方途、特別職自治推進委員の責務、公文書の管理及び保存の改善について	1 東御市行政区制度における性別による固定的役割分担等に係る配慮について、クォータ(quota)制等の提案を求める。	地域づくり・移住定住支援室	引き続き東御市男女共同参画推進条例及び同基本計画の趣旨を各区にご理解いただけるよう努めてまいります。また、各区様々な状況の中で役員選出を行っていることから、クォータ制等を提案することは考えておりません。
		2 特別職自治推進委員が自治推進委員会議資料(4)ーカ「市内における開発事業について」の手順、「(1)事業概要資料の確認について」「(2)事業概要の区民への周知について」を遵守するよう提案。	地域づくり・移住定住支援室	事業計画書等については、「東御市環境をよくする条例施行規則」に基づく提出物として事業計画の確認又は同意について書面で求めるものであり、「開発に係る区域の区又は自治区」の解釈が地元区のみであることから、周辺区の区長(自治推進委員)に計画の確認・同意等の行為は必要ないと考えています。
		3 ①文書フォルダー内文書の時系列保存についての改善について ②文書の特定等に係る改善について ③東御市役所内公文書作成に係る改善活動(公文書の正確な作成と管理のための人材育成)について	総務課	①文書フォルダー内文書の時系列保存等について、改めて各課等の文書管理責任者へ周知し、東御市公文書管理規程による公文書の管理の維持向上に努めていきたいと思います。 ②東御市公文書管理規程に基づき、収受印等の押印、起案文書への決裁日の記入などの必要事項の記載の徹底を各課等の文書管理責任者へ改めて周知し、公文書の特定性を向上していきたいと思います。 ③公文書の作成や管理については、東御市公文書管理規則、東御市公文書管理規程により基本的な取扱いが定められておりますので、職員が適切に執行できるよう、内部研修や各課等の文書管理責任者へ周知し、向上していきたいと思います。
2	行政情報の提供や審議会等に係る議事録等の公開、統一的な対応をするための指針等の整備の公表の督促、「市民まちづくり会議」設置についての提案について	1 行政情報の提供や審議会等に係る議事録等の公開、統一的な対応をするための指針等の整備の公表について督促の実施を提案。	企画振興課	行政情報の提供や審議会等に係る議事録等の公開、統一的な対応をするための指針として、東御市行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱、東御市審議会等の会議の公開に関する要綱を作成し、令和2年4月1日より施行しています。
		2 「参加したくなる」地域づくり活動の推進、既存の地域づくり活動の見直し、意欲ある若い世代が参加できる時代にあった東御市が他の地域づくりを目指す「市民まちづくり会議」について提案。 ①市民の市政運営の理解を高める活動であること ②市民の自治意識を高める活動であること ③市職員の意識改革を促す活動であること	企画振興課	「市民まちづくり会議」は、市民と行政が相互の理解と信頼のもとで、一緒に課題に向き合い、汗をかき、学び、知恵を出し合い、実行するための組織であり、人口減少に歯止めをかけるための事業や実際に市民の力を活用した事業など、これまでの枠組みにとらわれない柔軟のアイデアを出し合うことによって、地域が抱える課題解決を図っていくことを期待しています。 また、市民と行政が互いに同じ目線で考え共通の目標を持つことを通して、新たな「気づき」が生まれ、そのアイデアを地域や職場で生かすことができ、地域づくりや東御市行政にも相乗効果をもたらすものと考えております。 1、2、3でご提案いただいた趣旨を踏まえつつ、市民と行政の協働により、新たな視点で課題解決につなげるよう努めてまいります。
3	台風19号被害復興計画の説明、業務継続計画(土砂災害洪水編)(感染症対策編)策定、震災ハザードマップについて	1 被災状況及び復興計画について、(新型コロナウイルス感染対策を考慮し説明会以外に)逐次説明することを提案。	総務課	台風第19号における被災状況の報告は、市報とうみ12月号、市ホームページのほか、自治推進委員会や関係する皆様に直接行ってきました。復興計画につきましては、昨年12月に定めました「令和元年台風第19号災害復旧・復興方針」に基づき、管理者や関係者と協議のうえ進めており、道路や橋りょう等の改修工事に関しましては、具体的な内容が決定したところで市ホームページ等を通じて公表していくこととしております。
		2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置等の発表の事態から、業務継続計画の(感染症対策編)の作成を提案。	健康保健課	市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村行動計画として「東御市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成28年1月に策定しており、今回の新型コロナウイルス感染症対策においては、これに基づいて対策にあたっております。 これ以前は、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策として平成21年5月に「東御市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、これに併せて、各課等における「新型インフルエンザ行動マニュアル(業務継続計画)」も作成しておりました。現在は、これを改定した「新型インフルエンザ等行動マニュアル(業務継続計画)」を平成31年5月に作成済みであります。
		3 台風19号被害における中小河川の水害リスクの評価を行い、東御市土砂災害・洪水ハザードマップを改定することを提案。	総務課	中小河川の水害リスク評価を反映した洪水ハザードマップの作成につきましては、本年度から令和4年度にかけて長野県が作成する中小河川における浸水想定区域図を基礎資料として東御市土砂災害・洪水ハザードマップの改訂を行うこととしております。
		4 「長野県が2015年3月に公表している「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を活用し東御市震災ハザードマップの公表を提案。	総務課	第3次長野県地震被害想定調査報告書のデータを長野県から提供を受け、市において活用可能な状態へデータ加工などの準備が整い次第、市ホームページに掲載するなど市民へ周知することとしております。
		5 直ちに防災係と消防団係の兼務体制をやめ、危機管理係の創設をを提案。	総務課	現状では、危機管理係の設置について検討に至っておりません。
4	新着情報の更新告知の改善、行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱の公表について	1 ホームページの新着情報の更新にともなう掲載日の修正について、新型コロナウイルス感染症対策関連の更新告知の改善を提案。	企画振興課	各ページの日付表示に関しましては、会議等で決定された日付であり、内容に変更を加えた更新日とはシステム上、異なります。 また、現システムで新着情報へ掲載されるのは新規ページのみであり、日程変更等の簡易的な更新については、新着情報へ掲載されません。 簡易的な更新箇所を含め、すべてを新着情報へ掲載することは情報量が多くなり読みにくくなる点から、最新の情報のみを掲載することが最良と考えます。
		2 「東御市行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の速やかな公表を提案。	企画振興課	「東御市行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」については、東御市行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱、東御市審議会等の会議の公開に関する要綱を制定し、令和2年4月1日より施行しておりますが、ホームページでの公表は7月中を予定しております。

市政への提言「私のひとこと」提言一覧(令和2年4月実施分)

No	件名	提言の概要	所管課	回答内容
5	消防操法大会への参加取りやめ、地域特性に合わせた訓練の検討、市民の防災意識を高める活動について	1 大会に向けた訓練の負担が大きく、これを続けていては団員の確保や維持は今後も難しくなるという意見があるため、「消防操法大会」への参加を取りやめることを提案。	消防課	昨年度、市消防団では訓練による団員の負担軽減も含め大会の有り方について協議を行い、現状のとおり継続していくことで結論が出されており、市といたしましても消防団の結論に同調していくこととしております。 なお、長野県消防協会において新たな訓練と大会の有り方について協議がされており、「長野県消防相互応援協定」のとおり市の区域を越えた統一的な活動も考えられるため、長野県消防協会の指針に賛同していくこととしております。
		2 火事の現場で生かせる訓練、東御市の地域の特性、季節に合わせた訓練の検討を提案。	消防課	様々な条件下での消火活動に対応するため、市消防団では専用資機材の配置及び点検、地域内の消火栓や防火水槽といった水利の位置の把握や点検を行っております。また、山火事など水利との距離が遠い場合に対応するため、複数の消防ポンプを用いた中継送水方法の確認や団所有のタンク車(水槽付消防車両)を運用するため専用の隊を編成して日頃から備えております。 また、適切な水圧による迅速かつ安全な送水作業には、ポンプ操法要領による繰り返しの訓練が非常に効果的であると考えております。
		3 市民が参加できる防災講習会などを開催し、「消火」だけでなく、「防災」を意識した活動へと取り組むことを提案。	消防課	当市の自主防災組織として、各区消防防災班を全ての区が編成しております。昨年度の市の防災訓練では、消防防災班が主体となって避難訓練等を実施したところですが、消防団員もほぼすべての区に参加し、消火活動や土のう積み指導のほか、危険個所の確認、避難誘導や安否確認など地域の要望に応じた役割の確認を行いました。 平成31年4月に消防団組織の再編を行い、すべての区を管轄する中で、こうした地域と密着した取り組みの継続により市民の防災意識の高揚や地域防災力の向上、更には消防団員の確保に繋がることを期待しております。
6	東御市行政区制度における性別による固定的役割分担等の改善にクォータ(quota)制を検討し自治推進委員に提示について	クォータ(quota)制を検討し東御市特別職自治推進委員に提示することを提案。	地域づくり・移住定住支援室	No.1-1でお答えしたとおり、引き続き東御市男女共同参画推進条例及び同基本計画の趣旨をご理解いただけるよう努めてまいります。
7	「人権と暮らしについての意識調査」「部落差別に関わる意識調査」の公表について	1 部落差別の解消の推進法第6条部落差別の実態に係る調査の報告書を公表することを提案。	人権同和政策課	報告書の公表について関係機関に確認したところ、公表時期は未定であると回答がありました。そのため、現時点で当市での公表につきましても未定です。
		2 10月に実施した「人権と暮らしについての意識調査」において把握した市民の意識調査の結果を公表することを提案。	人権同和政策課	令和元年10月に実施した「人権と暮らしについての意識調査」の結果は、次の方法により公表いたします。 ① 報告書の冊子を、市内小中学校他関係各所に2020年5月から配布 ② 報告書の全文を、東御市公式ホームページで2020年6月2日から公表 ③ 調査結果の概要を、市報とうみ2020年7月号に掲載
		3 12月に実施した「部落差別に関わる意識調査」において把握した部落差の解消の推進の成果を公表することを提案。	人権同和政策課	令和元年12月に実施した「部落差別に関する意識調査」の目的と調査結果の取り扱い、次のとおりとしております。 ① 目的 ①部落差別解消推進法が規定する地域の実情に応じた施策を推進するため。 ②市内の同和集会所並びに人権啓発センターの今後のあり方を検討するにあたり、主な利用者である当事者の意識や意見を聞き、参考とするため。 ③東御市人権施策の基本方針・基本計画の第3次見直しの参考とするため。 ② 調査結果の取り扱い 上記目的を果たすための内部資料ですので、基本的に公表することは考えておりません。
8	改善措置の公表等、保健補導員の活動及び名称について検討の実行、公民館分館役員の男女別参画状況調査について	1 東御市男女共同参画審議会等の議事録の公開を提案。	人権同和政策課	東御市男女共同参画審議会等で検討をした内容については、「東御市審議会等の会議の公開に関する要綱」の規定に基づき公表をして参ります。その他の会議等の内容については、「東御市情報公開条例」の規定に基づき公開して参ります。
		2 地域役員の女性のみの選出の実態を改善する措置の公表を提案。	人権同和政策課	地域役員の性別による固定的役割分担等に対しては、東御市男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨を踏まえて、自治推進委員会において地域役員の選出についての改善措置を、引き続きお願いして参ります。なお、自治推進委員会に提言することに関しては、現在考えておりません。
		3 保健補導員制度の改善を提案。 ①「第2次東御市健康づくり計画・健康とうみ21後期基本計画(原案)」の市の取組について提案したが、回答されていないので回答を提案。 ②保健補導員制度について、東御市男女共同参画審議会等における積極的改善措置の検討を公表することを提案。	健康保健課	①令和元年12月25日から令和2年1月23日まで行った「第2次東御市健康づくり計画・健康とうみ21後期基本計画(原案)」に関するパブリックコメントにおいては、計画の構成が基本事項と推進に必要な基本方針・施策を示すものでございますので、ご意見として賜っております。 ②地域役員の選出の件については、東御市男女共同参画審議会等で選出に関しての改善について検討して参りたいと考えております。なお、会議に関する資料等については、規定に基づき公表・公開をして参ります。
		4 公民館分館役員の男女別参画状況調査ができない理由の公表と調査を提案。	生涯学習課	前回は回答いたしましたとおり、公民館分館役員につきましては、各分館の実情に合わせて男性や女性の役員選出を行っているものと捉えております。 よって、男女共同参画状況調査をする予定及び調査できない(調査しない)理由の公表を行う予定は今のところございません。 なお、公民館分館役員の選出にあたっては、今後も引き続き、東御市男女共同参画推進条例、同基本計画の主旨への配慮について依頼してまいります。

市政への提言「私のひとこと」提言一覧(令和2年4月実施分)

No	件名	提言の概要	所管課	回答内容
9	赤い羽根共同募金使途計画及び社協事業計画予算書の公表について		福祉課	本提案を東御市社会福祉協議会に伝えたところ、次のような回答がありましたのでお知らせいたします。
		1日赤東御市地区及び東御市日赤奉仕団の事業計画・予算書の公表を提案。 ①日赤東御市地区及び東御市日赤奉仕団について、事業計画と予算書の公表が必要。 ②日赤災害寄附金会計の公表が必要。(東御市社協取扱の場合は社協災害寄附金会計)	福祉課	①日赤東御市地区及び東御市赤十字奉仕団の事業計画・予算書については、ご提案のとおり社会福祉協議会ホームページにて掲載させていただきます。 ②東御市で受け付けた日赤災害義援金については、月ごとに集計を行い、その都度、日赤長野県支部に全額送金していますので東御市社協の会計はありませんが、今後、年間の各災害への義援金受付状況及び送金額について、社会福祉協議会ホームページ日赤東御市地区のバナー内に掲載させていただきます。
		2共同募金東御市支会赤い羽根共同募金使途計画について提案。 ①共同募金東御市支会理事会・評議員会開催報告の公表を提案。 ②募金会系と事務費会計を分けること、事務費は県共募において予算化され配分されること。 ③市町村共募における使途計画は共募理事会での議決が必要で、公表されるべき。配分先は公募されるべき。 ④配分金収入と配分支出(会計)は会計として公表されるべき。 ⑤歳末たすけあいに取り組んでいる場合、歳末たすけあい募金会計の公表を提案。	福祉課	①共同募金の実施主体は、社会福祉法(第112条から第124条)で規定され都道府県単位で法人化し組織された都道府県ごとの共同募金会です。また、都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人であり、都道府県内の各界階層から選ばれた理事、評議員によって運営されています。 長野県共同募金会においても、理事会及び評議員会を開催し、毎年度、事業報告書に開催状況を記載しホームページ上で公表するとともに、所轄庁に現況報告等の届出を行っており、会議の議事録については、長野県共同募金会事務所に据え置きをしています。 また、市の共同募金委員会(支会)には理事会や評議員会は設置していませんが、運営委員会を設置し、地域住民、民生委員・児童委員、企業、団体等の方々のご協力により、募金・配分・広報等の活動を行っています。 今後は、市共同募金委員会(支会)の開催する運営委員会等についても、開催報告の公表など、透明性の確保に努めてまいります。 ②長野県内の市町村共同募金委員会(支会)会計は、「社会福祉法人会計基準」に基づく長野県共同募金会経理規定により寄付金等の経理を行っています。長野県共同基金会から市町村共同募金委員会に交付する事務費に関する「事務費会計」と、共同募金運動で集められた寄付金の収納・送金に関する「寄付金会計」の二つの会計に区分し通帳を分けて管理を行っています。 また、法人全体の長野県共同募金会会計においても、サービス区分・管理区分において、「事務費会計」と「寄付金会計」を区分し通帳を分けて管理を行っています。 さらには、毎年度、長野県共同募金会の定款に基づき事業報告書並びに決算書を作成し、ホームページ上で公表するとともに、所轄庁への現況報告の届出や事務所での会計書類の備え置きを行っています。 また、長野県共同募金会の定款に基づく理事会並びに評議員会において、事務費等の予算に関する議決を行い、市町村共同募金委員会に事務費が配分されています。 ③共同募金は、事前に使途や寄付目標額を定めるなど、地域福祉のための募金と配分に関する計画を立てて行われる募金であり、目標額や配分結果については社会福祉協議会(第119条120条)において公表することが義務付けられています。 また、長野県共同募金会においても、社会福祉法(第115条)で設置が義務付けられている配分委員会について、様々な分野から参加された県民の代表者により組織し、使途計画や寄付金の配分案を審議するとともに、理事会並びに評議員会においてその案を検討・議決し配分を決定しています。 引き続き、赤い羽根共同募金を「自分の町を良くする仕組み」として役立てていただくため、社会福祉協議会のほか地域の住民組織やボランティア・NPO団体等に広く配分されますよう、さらなる広報・周知の充実を図り、公募に努めてまいります。 ④長野県内の市町村共同募金委員会(支会)会計については、社会福祉法人会計基準に基づき、長野県共同募金会経理規定により寄付金等の経理を行っています。 また、毎年度、市町村共同募金委員会(支会)からの報告をもとに、長野県共同募金会の定款に基づき法人全体の決算書を作成し、ホームページ上で公表するとともに、所轄庁への現況報告等の届出や長野県共同募金会事務所での会計書類を閲覧用として置いてあります。 ⑤長野県では、「地域歳末たすけあい募金」を「一般募金」とあわせて実施しており単独では実施していません。また、「NHK歳末たすけあい募金」は法人本部である長野県共同募金会が実施し、市町村共同募金委員会(支会)では実施しておらず、市町村共同募金委員会(支会)会計では、「歳末たすけあい募金」の処理は行われていないとともに、「NHK歳末たすけあい募金」と「一般募金」は「共同募金」であるため、長野県共同募金会会計では「共同募金」のサービス区分で管理されています。 また、長野県共同募金会の事業報告書において、「NHK歳末たすけあい募金」の収入及び配分の内訳を記載しています。 さらに、毎年度、長野県共同募金会の定款に基づき、事業報告書並びに決算書を作成し、ホームページ上で公表するとともに、所轄庁への現況報告等の届出や事務所での会計書類を閲覧用として置いてあります。
		3東御市社会福祉協議会について提案。 ①東御市社会福祉協議会理事会・評議員会開催報告は公表されるべき。 ②東御市社会福祉協議会2020年度事業計画・予算書は理事会・評議員会で議決された場合速やかに公表されるべき。 ③社協事業・収支決算報告(概要)で収入合計と支出合計が同額であるとは考えられないので、当期活動収支差額の表記をするべき。 ④東御市社会福祉協議会及び共同募金東御市会、日赤東御市地区監事は東御市監査委員と同一であるが、各団体監事とすることを提案。	福祉課	①東御市社会福祉協議会理事会・評議員会開催報告の公表については、ご提案のとおり社会福祉協議会ホームページにて掲載させていただきます。 ②東御市社会福祉協議会2020年度事業計画・予算書については、ご提案のとおり社会福祉協議会ホームページにて掲載させていただきます。 ③平成30年度の決算書(概要)をご覧くださいと、資金収支計算書の当期末支払資金残高は11,763,000円、事業活動計算書の次期繰越活動増減差額については13,754,267円となっており、収入合計と支出合計は同額ではありません。 なお、当期資金収支差額については、資金収支計算書に表記されております。 ④東御市社会福祉協議会及び共同募金会、日赤東御市地区について、会計ごとに監事を置くのご提案と思いますが、現状にて不都合を感じておりませんので、引き続き各会計の監事を東御市監査委員にお願いしたいと考えております。

市政への提言「私のひとこと」提言一覧(令和2年4月実施分)

No	件名	提言の概要	所管課	回答内容
10	ゾーン30区等の指定、可燃ごみ組成調査等について	1 東御市通学路交通安全プログラムにスクールゾーン区域及びゾーン30区域の指定を提案。	生活環境課	児童生徒の交通安全対策については、警察・国・県・学校・市の関係機関による「通学路安全推進会議」において、通学路の合同点検を行った上で危険箇所等を洗い出し、対策箇所ごと個別に「東御市通学路交通安全プログラム」に基づいたハード対策・ソフト対策を実施しているところです。 一方、ゾーン30は生活者の交通安全対策を図るため、平成26年3月から城ノ前区内を指定しているところであり、今後も必要に応じて、市内における対策区域の検討もしてまいります が、通学路の安全対策については、危険度や優先度の高い箇所を重点的に改善する対策として、個別の対応を図ってまいります。
		2 可燃ごみ組成調査及びプラスチック製容器包装の品質検査の実施を提案。	生活環境課	可燃ごみ組成調査については、上田地域広域連合3クリーンセンターで定期的に行っています。調査結果は広域連合ホームページをご覧ください。 (掲載場所:上田地域広域連合ホームページ→事務局・施設・クリーンセンター→可燃ごみ物理組成分析結果→平成27年度～令和元年度) 次に、プラスチック容器包装の品質検査については、ペール品質調査の名称で検査が実施されています。「市報とうみ」令和元年9月号の「なるほどTheごみ No.158」には、ペール品質検査の結果を啓発記事として掲載いたしました。 これらの調査結果については、ごみの適正分別の啓発に適宜活用して参りたいと考えています。
		3 安協東御部会への照会の回答の調整を提案。	生活環境課	いただいたご提言は、安協東御部会へお伝えし、役員会にて検討いただき改善等が図られているところです。今後も事務局である生活安全係を通じてご意見をいただく中で、調整を図ってまいります。
		4 東御市公共施設における気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量等の測定と公表を提案。東御市役所における微小粒子状物質(PM2.5)の測定を提案。長野県大気環境状況測定局の上田局及び小諸局における微小粒子状物質(PM2.5)の測定を働きかけることを提案。	生活環境課	気象観測については、現在、市消防課防災係にて市内6地点で気温、降水量を観測し、市ホームページ(※1)において公表しております。 防災の観点から最低限必要と思われる気温、降水量のみで、ご提案の市公共施設での気圧、湿度、風向、風速の測定については考えておりません。 PM2.5の測定については、長野県内の長野市、松本市、佐久市など計11地点で常時測定を行っており、いずれの箇所も常時測定を開始した平成22年以来、環境基準値内(※2)で推移しております。 また、長野県内においてPM2.5濃度の1日平均値が70μg/m ³ を超えると予想される場合、県より注意喚起情報が発布され、各市町村ごとに市民に向け情報を発信する手順となっております。そのため市独自での測定については考えておりません。 なお、県から発布される注意喚起情報が頻発するようであれば、長野県大気環境測定局の上田局または小諸局でのPM2.5測定を提案してまいります。 (※1) 市ホームページ 中央左側「東御市の天気・防災気象情報」に掲載 (http://city.tomi.jyouho.net/wsweb/template.asp) (※2) 環境基準値(PM2.5濃度):1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下